

札幌市円山動物園公式ホームページバナー広告掲載仕様書

■掲載ホームページの概要

広告の媒体	円山動物園公式ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zoo/)
掲載ページ	円山動物園公式ホームページのすべてのページ
月平均アクセス件数	1,036,394 件 (2024年1月～2024年12月円山動物園公式ホームページ全ページのアクセス数の月平均値)

■募集内容

広告掲載期間	第1期 2025年4月1日～4月30日 第2期 2025年5月1日～5月31日 第3期 2025年6月1日～6月30日 第4期 2025年7月1日～7月31日 第5期 2025年8月1日～8月31日 第6期 2025年9月1日～9月30日 第7期 2025年10月1日～10月31日 第8期 2025年11月1日～11月30日 第9期 2025年12月1日～12月31日 第10期 2026年1月1日～1月31日 第11期 2026年2月1日～2月28日 第12期 2026年3月1日～3月31日
募集枠数	各期6枠まで
月額広告料	20,000円
広告掲載位置	掲載ページの最下段（掲載は、IFRAMEで表示します。）
規格	縦：90ピクセル 横：230ピクセル 容量：10KBまで
応募締め切り	第1期 2025年3月10日 第2期 2025年4月10日 第3期 2025年5月10日 第4期 2025年6月10日 第5期 2025年7月10日 第6期 2025年8月10日 第7期 2025年9月10日 第8期 2025年10月10日 第9期 2025年11月10日 第10期 2025年12月10日

	第11期 2026年1月10日 第12期 2026年2月10日
契 約 方 法	随意契約（特定）
申 込 方 法	所定の申込書をEメール、FAX、送付により申込む
広告主決定方法	応募締切時点で複数の場合は抽選のうえ審査し決定（6枠以下の場合は抽選なし）
広 告 掲 載 条 件	札幌市広告掲載要綱第5条第2項及び札幌市広告掲載基準に規定するほか、札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」、札幌市動物園条例に基づく取組を阻害しないものとする。
広告原稿の納入形態	JPEG、GIF、PNGのいずれかのデータファイルを、EメールまたはCD-ROM等の媒体で提出する。

■ 申込手順等

- 1 広告掲載申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入してください。
- 2 下記のいずれかの方法で、上記応募締め切りまでに、札幌市円山動物園保全・教育推進課まで広告掲載申込書をお送りください。（2枠以上の掲載を希望される場合は、広告掲載申込書を希望の枠数分提出してください。）
 - (1) Eメール zoo.suishin@city.sapporo.jp
 - (2) FAX 011-621-1428
 - (3) 送付
〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1
札幌市円山動物園保全・教育推進課 HPバナー広告担当宛
- 3 札幌市から、広告掲載決定通知書（様式2）をお送りします。
- 4 決定通知書で指定する提出期限（広告掲載開始日のおおむね5日前）までに、広告画像データを提出してください。
- 5 ホームページに広告を掲出後、広告掲載完了報告書（様式3）をお渡しします。広告主は広告の掲出を確認した後、広告掲載完了確認書（様式4）を提出して下さい。広告掲載完了確認書を提出していただいた後（翌月以降は毎月10日までに）、納入通知書により広告料を請求しますので、納入通知書に定める納期限までに納入して下さい。

■ 特記事項

- 1 応募数が募集枠数を超えた場合は、希望する掲載期間が長い広告を優先とし、希望する掲載期間が同一の広告が複数あるときは、抽選で掲載を決定します。なお、同一広告主から複数枠への掲載申込みがあった場合には、他の広告主の申込み状況等を踏まえ、2枠目以降の広告掲載期間等について調整させていただく場合があります。
- 2 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示します。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記します。
- 3 広告原稿の作成等に関する経費は、全て広告主の負担によるものとします。
- 4 必要に応じて、企業に関する資料の提出を求める場合があります。
- 5 広告原稿は、札幌市広告掲載要綱、札幌市広告掲載基準、札幌市円山動物園公式ホームページ広告取扱要領等の定めにより審査を行い、その結果、広告の内容等について修正をお願いする場合があります。
- 6 複数の期間にわたって広告を掲載する場合は、期間ごとに広告画像またはリンク先ホームページアドレスを変更することができます。その際は、保全・教育推進課に速やかに連絡するとともに、変更を希望する期間の初日の2週間前までに広告画像データと、広告原稿変更届（様式5）を提出してください。保全・教育推進課で内容を審査した後、広告原稿変更決定通知書（様式6）を送付します。
- 7 やむを得ない事由により広告画像またはリンク先ホームページアドレスを変更する場合は、すみやかに保全・教育推進課までご連絡ください。
- 8 広告主の事情により広告掲載を取り下げる場合は、速やかに保全・教育推進課までご連絡ください。この場合、納入済の広告料は返還できません。
- 9 広告掲載決定後において、以下の事項に該当する場合は、広告掲載決定を取り消すことがあります。また、この際には、広告料相当分を賠償金として請求する場合があります。
 - ア 指定する期日までに広告画像データの提出がないとき
 - イ 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき
- 10 広告掲載期間において、市の責めに帰する事由により広告が掲載されなかつた場合（機器の保守、天災その他特別な事情を除く）には、広告料金を日割りして、掲載されなかつた日数に応じて返還します。

以上のほか、本仕様書に記載されていない事項については、別途協議して決定することとします。